

○「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
53 <u>財務諸表等規則ガイドライン72-1</u> の取扱いは、規則第53条に規定する売上高の表示方法について準用する。	53 <u>連結財務諸表規則ガイドライン51</u> の取扱いは、規則第53条に規定する売上高の表示方法について準用する。